

令和 5 年度 税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（金融庁総合政策局総合政策課）

項目名	クロスボーダー取引に係る税制上の手続きのデジタル化		
税目	所得税、法人税		
要望の内容	<p>税務手続きの更なるデジタル化を進めるため、クロスボーダー取引に係る届出等については、データフォーマットによる税務署への提出を可能とすること。</p>		
		平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)	— 百万円 (— 百万円) (— 百万円)
新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的 税務手続きの更なるデジタル化を進めることにより、業務効率化を図ること。</p> <p>(2) 施策の必要性 令和 3 年度税制改正により、クロスボーダー取引に係る届出等（租税条約に関する届出書等）については、PDF による税務署への電子提出が認められたところ。 しかしながら、PDF による届出等の電子提出については、税務署において、取得した情報を整理・活用する際にデータ入力する手間が生じるほか、届出等を大量に扱う金融機関において、データ容量の制限等により複数回の送信が必要になるなど、業務効率化の観点から課題が残っており、更なるデジタル化が必要である。</p>		

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	Ⅱ－１ 利用者の利便の向上に適う金融商品・サービスの提供を実現するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施
		政策の達成目標	税務手続きの更なるデジタル化を進めること。
		租税特別措置の適用又は延長期間	恒久措置とすること。
		同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ。
	政策目標の達成状況	—	
	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	本措置は、金融機関及び税務署の業務効率化に資することが見込まれる。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	なし
		予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
要望の措置の妥当性		本措置は、金融機関及び税務署の業務効率化に資するものであり、妥当である。	

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	令和3年度税制改正において、クロスボーダー取引に係る届出等については、PDFによる税務署への電子提出が認められた。	